

令和 8 年度随意契約一覧表【福祉部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
障がい福祉課	令和 8 年度 手話奉仕員養成講座業務	令和8年4月10日	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1, 116, 520	地域生活支援事業における市町村必須事業である、手話奉仕員養成講座を開催し、市民に手話の啓発・周知を行います。また、聴覚障がい者の第一言語である手話を広く市民に広めて、聴覚障がい者が社会参加しやすい社会の構築を目指します。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の意思疎通支援事業において、市町村の必須事業として位置づけられており、本市においても長年開催してきた事業です。実施にあたっては、長年、指定管理者として事業を担ってきた経験と実績を鑑み、また、他に事業受託できる団体がいないことから、社会福祉法人富田林市社会福祉協議会が適切な受託者であると考え、随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和 8 年度 障害者福祉システムメンテナンス	令和8年4月1日	富士通Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	3, 451, 580	本メンテナンス契約は、システムを安定運用するために定例会等による情報共有、業務運用上のQ&Aの受付対応、システム環境管理、システム修正情報の提供及びシステム異常時の対応等を行うものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
増進型地域福祉課	富田林市福祉コミュニティ推進事業業務	令和8年4月15日	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	25, 779, 632	コミュニティソーシャルワーカー及び、その指導監督機能を有するコーディネーターを配置することで、地域福祉セーフティネットを機能させるため、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るとともに、地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協働により解決していく力の向上を目指す。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	コミュニティソーシャルワーカーの役割等は、市と社会福祉協議会が協働にて策定している富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画に位置づけられており、また、すでに住民同士の支え合い運動を展開する「小地域ネットワーク事業」を実施するなど、地域福祉推進の中核を同協議会が長年に渡り担っていることから、同協議会が事業実施することが最も適していると考えるため。
増進型地域福祉課	富田林市生活困窮者自立相談支援事業業務	令和8年4月15日	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	23, 740, 552	本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあつせん等、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	同協議会は、これまでも本市の福祉行政全般に深く関わりがあり、国の生活困窮者支援対策の中で、生活福祉資金の貸付事務ができる唯一の機関であるほか、生活困窮者を含む各種相談を受けるコミュニティソーシャルワーカーについても、本市の委託先としての実績があることから、それらを総合的に勘案し、本事業の委託先として最良であると考えるため。
障がい福祉課	令和 8 年度 障害介護給付費審査支払事務	令和8年4月1日	大阪府国民健康保険団体連合会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	2, 812, 810	障害介護給付費に関する費用の請求に係る審査支払事務。 （指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者から所定の期日までに、市の電子機器に備え付けられたファイルに記録された障害介護給付費について、その内容を審査し、市が支給決定した後、当該指定事業者等に対して、障害介護給付費の支払いを行う業務） 契約手数料… 1 1 0 円 / 1 件（消費税含む） 年間見込み件数 25, 571件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害介護給付費に関する費用の請求に係る審査支払事務については、大阪府国民健康保険団体連合会以外、事務ができる団体はなく、事務の性質上、上記の業者が事務を担ってきた経過があり、当該事業者が事務を適切に実施できるものと考え、随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和 8 年度 障害児給付費審査支払事務	令和8年4月1日	大阪府国民健康保険団体連合会	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1, 838, 100	障害児給付費に関する費用の請求に係る審査支払事務。 （指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者から所定の期日までに、市の電子機器に備え付けられたファイルに記録された障害児給付費について、その内容を審査し、市が支給決定した後、当該指定事業者等に対して、障害児給付費の支払いを行う業務） 契約手数料… 1 1 0 円 / 1 件（消費税含む） 年間見込み件数 約16, 710件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害児給付費に関する費用の請求に係る審査支払事務については、大阪府国民健康保険団体連合会以外、事務ができる団体はなく、事務の性質上、上記の業者が事務を担ってきた経過があり、当該事業者が事務を適切に実施できるものと考え、随意契約を希望するものです。
生活支援課	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス	令和8年4月1日	富士通Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	3, 131, 040	『生活保護等版レセプト管理クラウドサービス R e z e p t P l u s 』 生活保護受給者の医療診療レセプトデータを管理するためのクラウドシステムに係るサービス利用料	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	レセプトは月ごとに作成され、直近 5 年分をいつでも閲覧できる状態にしておく必要があります。閲覧するためには管理システムが必要であり、頻回な管理システムの変更はデータ移行も含め現実的でなく、令和 7 年度も富士通 J a p a n 株式会社の生活保護等版レセプト管理クラウドサービスの利用を継続し、クラウドサービスの提供者である富士通 J a p a n 株式会社関西・中部公共ビジネス統括部との随意契約を希望いたします。

令和 8 年度随意契約一覧表【福祉部】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）			契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
生活支援課	生活保護電算処理システム保守点検業務	令和8年4月1日	富士通Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,515,250	生活保護電算処理システム保守点検業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	委託契約予定先の富士通 J a p a n 株式会社は、本市で現在稼働中の生活保護システムの開発業者であり、同時に導入済みパッケージプログラムの著作権を有する業者でもあります。プログラムが安定して稼働できる状態を保つためには富士通 J a p a n 株式会社以外の業者と契約を行うことは事実上不可能です。 以上の理由により、富士通 J a p a n 株式会社関西・中部公共ビジネス統括部との随意契約を希望します。
生活支援課	Jip-Base利用料（生活保護システム）	令和8年4月1日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,848,000	生活保護電算処理システムをクラウド環境で稼働させるため、クラウドサービスの月額利用契約を結ぶものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在生活保護システムで利用しているサーバは、本市の基幹システムで利用している日本電子計算株式会社のクラウドサービス上に構築され、稼働には月額利用契約を結ぶ必要があります。 基幹システムと同じサーバを利用すると、既に設置された回線を利用できることから回線工事が不要なこと、本市の基幹システムを運用している実績があることから、日本電子計算株式会社大阪支店との随意契約を希望するものです。
障がい福祉課	令和 8 年度 富田林市障がい支援区分認定調査業務	令和8年4月1日	（福）大阪府障害者福祉事業団、（福）桃花塾、（福）四天王寺福祉事業団、（福）いずみ野福祉会、（福）聖徳園、（特非）あい、（有）ヒューマンリンク、（福）輝、（特非）次世代育成・少子化対策研究会、（一財）成研会、（有）テンダア、（同）スエロ	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	1,645,600	この業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法第123号）の規定に基づく障がい福祉サービスを利用する際、同法第21条に規定する障がい支援区分認定が必要であることから、同法第20条第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者等へ業務委託し、障がい者等に関する認定調査を行うものである。 4,400円（1件）×374件（年間）＝1,645,600円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法第123号）の規定に基づく障がい福祉サービスを利用する際、障がい支援区分認定が必要となります。 本契約は、この業務を効率的かつ効果的に実施するため、法第二十条第二項の規定する厚生労働省令で定める者に、認定調査の業務委託を行うものです。 契約を予定している事業者は、本市で当該事業を実施してきた実績があります。
生活支援課	最高裁判決を踏まえた追加給付のシステム改修業務	令和8年4月1日	富士通Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	16,500,000	最高裁判決を踏まえた追加給付に対応するため、現在稼働中の生活保護・中国残留邦人支援給付システムの改修作業を委託します。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	富士通Japan株式会社関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）は、本市で現在稼働中の生活保護システムの開発業者であり、同時に導入済みのパッケージプログラムの著作権を有する業者でもあります。プログラムが安定して稼働できる状態を保つためには富士通Japan株式会社以外の業者と契約を行うことは事実上不可能です。 以上の理由により、同社との随意契約を希望いたします。